

みんなが平等で成熟した社会へ

パリパス Pari Passou

NPO 法人 よつ葉福祉会 広報誌

2023
vol.11

Pari Passou vol.11 2023年4月15日発行



特集

法人の権利擁護活動の取り組み

まちのこと ぜんち共済ってどんな会社?

まちのこえ インタビュー 「特定非営利活動法人 日産労連 NPOセンター ゆうらいふ 21」

福祉資源のイロハ ブラインドランナーって?

経営理念

1. 私たちは、いかなるときでも利用者の尊厳と人権を最優先し、常にサービス提供の質の向上を目指します

2. 私たちは、常に「謙虚さ」「誠実さ」「丁寧さ」を心がけ、職員同士が共に人間的な成長ができる仲間づくりを目指します

3. 私たちは、福祉的課題を解決し、利用者の住みやすい地域づくりに貢献することを目指します

よつ葉福祉会からのお知らせ

ミラノバ

開所のお知らせ

令和4年11月に法人初の短期入所事業所「ミラノバ」が開所しました。ご家族の負担を軽減するレスパイト、将来の自立生活に向けたトレーニング等のためにご利用いただけます。地域から必要とされ頼られる存在の社会資源となるよう、これからもニーズに応えていきます。

☎ 0736・22・1730

(てんとう虫)

マチフル

AEDを設置しました

グループホームの新住居ミラフルにAEDを設置し、使用方法の講習会を実施しました。動画で迅速な救命措置の重要性を学び、実技講習では実際にAEDを使用する際の流れを体感しました。

いざという時に慌てず適切な対応ができるよう日々の備えに努めていきます。

☎ 0736・22・1730

(てんとう虫)

ケアスクールひと葉

介護人材育成により福祉力向上に繋がることを目的に各種研修会を実施しています。

① 離転職者等職業訓練

「1つの訓練で2つの資格が取得できる介護初級科」

和歌山県の委託を受け離転職者等の方を対象に職業訓練を受ける方を募集しています。募集人員は10名です。訓練は、介護に携わる者が基本的な介護業務を行えるように知識・技術を身に付けます。この訓練は、6月14日～9月13日までの期間で、土日祝日は休みです。研修内容は、介護の研修である初任者研修課程や障害者の方の外出移動時に支援ができる同行援護課程や障害者研修一般課程の講習を含む職業訓練を実施します。修了すれば2つの資格を取得することができます。(受講料は無料です)

② 同行援護従業者養成研修一般課程、応用課程

視覚障害を持つ人が外出時の移動等において安心して生活ができるようにサポートする人を育成し、家族の介護負担を軽減することを目的とする同行援護従業者養成研修一般課程を4月8日(土)、9日(日)、12日(水)に、また同行研修応用課程を5月28日(日)、31日(水)に実施します。

詳しくは、ケアスクールひと葉までお問い合わせください。

☎ 0736・22・1730

●発行：NPO 法人 よつ葉福祉会 〒649-7174 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 677-1 ☎0736-22-3271 <http://yotsuba-hukushikai.or.jp/>
●編集：井端 郁人 ●制作：株式会社 Crop 〒641-0021 和歌山県和歌山市和歌浦東 4丁目3-19
●ご意見やお問い合わせは jimukyoku@yotsuba-hukushikai.or.jp へお寄せください

御礼 ありがとうございます!

みずほ銀行様 授与式

みずほ銀行様(和歌山支店 支店長 松本真治様)より、グループホームへ補助金をいただきました。みずほ銀行様は、入居者さんがより良い生活を送ることを願い、また、入居者さんが生活の中で自らの手で行えることが増えればとお気持ちを寄せていただいております。そのお気持ちを大切に、支援に活用させていただきます。

入居者さんが毎日利用する、洗濯機や冷蔵庫、掃除機などの家電製品及び、日常生活備品を購入いたしました。まだ洗濯機を使えなかった入居者さんが、今では支援員よりも上手に使いこなし、共同で使用する大切さも学びながら日々大切にに使わせていただいています。



この度は本当にありがとうございました。

ノイエス株式会社様 贈呈式

このたび、和歌山県障害福祉課を通じ、ノイエス株式会社様から、当法人ソプラスの利用者さんが作業時に使用する机を贈呈いただきました。

物品贈呈式ではノイエス様から「地域福祉に貢献し、皆様が喜んでいただけるように使用してほしい」

とのお言葉を頂戴しました。大切にに使わせていただきます。



法人の権利擁護活動の取り組み

経営計画に掲げ進み始めて間がない活動ではありますが、
よつ葉福祉会が実践する権利擁護活動の一部をご紹介します。

① 意思決定支援に関する取り組み ② 合理的配慮に関する取り組み ③ わかりやすい情報提供に関する取り組み



よつ葉福祉会の権利擁護活動

どこで誰と暮らすか、どのように生きていくのかを自分で決めることは、誰にとってもかけがえのないことです。どの人にも平等に保障されている「地域で自分らしく暮らす」ことが当たり前である社会を実現できるように活動することが権利擁護活動の目的です。その実現に向けて、福祉など様々な支援を行き届かせ、どんな障害のある人も地域で暮らすことを実現するために日々法人活動を行っています。

よつ葉福祉会では、中期・長期経営計画（第2次5か年計画）の事業方針に、「障害のある人の権利擁護活動」を第1項に掲げ、一人ひとりの暮らしと生きがいと地域と共に作っていく活動をしています。その内容に、意思決定支援と合理的配慮の2つを柱にしています。



【外部講師】社会福祉法人和歌山県福祉事業団
児童発達支援センターふうか 池田 博 氏

① 意思決定支援に関する取り組み 意思決定支援研修について

平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、基本理念においては、障害者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定するなど、重要な取り組みとして位置づけられました。

また障害者基本法では、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われたは広く利用されるようにしなければならないとあり、障害福祉サービスの提供は、**本人の意思決定支援**

に基づくことが原則となっています。

これらの法整備に伴い、平成29年3月に意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点をとりまとめた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が策定されました。当法人では、これまでも意思決定支援を踏まえた個別支援計画作成の研修会を数回実施してきましたが、「自分のことは自分で決める」権利を保障する活動をより推進するため、3年前より外部から講師をお招きし意思決定支援ガイドラインに沿った意思決定支援研修を継続的に行っています。

意思決定支援研修については、法人内に組織するケアマネジメント委員会が主催し、①意思決定支援を意識した個別支援計画作成 ②意思決定支援会議 ③意思決定支援会議に基づく意思決定支援計画作成の3つに分け、一昨年は意思決定支援を意識した個別支援計画作成についての研修を行いました。意思決定支援ガイドラインで用いられている意思決定支援には「支援付き意思決定」と「代理代行決定」があります。支援付き意思決定は他の人の支援を受けながら本人が意思決定することです。代理代行決定は本人に成り代わって他の人が意思決定することです。支援付

き意思決定がどう支援をしても難しい場合に第三者が本人にとっての最善の利益を判断する代理代行決定が行われますが、これは最終手段です。

本人が「自分で決めた」となるためには、本人が意思決定する内容について理解し、選択し意思を表明する必要があります。そのためには本人が自分で決めるという経験も必要です。何を食べるのか、何を着るのか、どこに行くのか、何をするのか。普段何気なくしていることもすべて意思決定の基に行動しています。日常の小さな出来事でも本人の意思を常に尊重し、「自分で決めた」経験を積み上げることで、それは成功体験となり自信にもつながっていきます。また、将来的に生活の場を決めるなど大きな選択をするためにも、日々の小さな意思決定の積み上げが大切です。

また自分の意思を周りに伝えるために、慣れない・落ち着かない環境ではなかなか本音も言えません。安心して意思を表明できるよう、本人と信頼関係を築いた支援者が同席したり、落ち着く場所で話をする等の配慮も意思決定支援では重要です。

意思決定支援は、「すべての人に意思決定の能力がある」ことが原則です。しかし、知的障害や発達障害のある方

の中には、障害特性からうまく自分の考えていることや思っていることを言葉にすることが難しい方や、言葉での理解が難しい方もいます。勝手に「理解が難しい」意思決定する能力が無い」と決めてしまっているのではなく、本人が心から納得して自分で決めるために、どのような方法なら理解しやすいのか、どのような方法なら判断しやすいのか等本人のことを把握し、本人にとってのわかりやすい方法で情報提供することが必要です。そのためにも普段から本人がどのような生活をしているのか、好き嫌いは何か、これまでの生活歴など、日々本人のことをよく理解していく必要性を学びました。

意思決定支援を意識した個別支援計画作成では、意思決定支援についての講義で学んだ、本人の意思を決定するために必要なことは何なのか、本人が今持っている意思は何なのか、支援者の価値観を優先していないか、本人の意思が計画に反映されているか等を確認しながら個別支援計画を作成しました。

昨年は意思決定支援会議について 研修を行いました。

本人が決めなければならない期限までに自己決定できるように、意思決定が必要なことに関する情報や本人の関係者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を

確認・表明したり、意思や選好を推定したり、最善の利益を検討するのが意思決定支援会議です。

一昨年に学んだ意思決定支援についての定義や原則等を再度確認し、意思決定の中心に必ず本人を置き、本人が意思を表明しやすい様安心してできる環境設定を行い、意思決定支援会議の演習を通じて学びました。

今年は意思決定支援会議の結果を反映した意思決定支援計画についての研修を行う予定です。



当法人が掲げる今後の計画と目標

当法人の中期・長期経営計画では、令和8年3月時点で「すべての利用者の意思決定支援会議が行われている」ことを目標にしています。経営計画に掲げる目標に向け、各事業所のケアマネジメントの中心を担う職員が集うケアマネジメント委員会が主体となり、意思決定支援がベーシックな支援方法に定着することを目指していきます。

現在はそれらの目標に向けて進めている準備段階ですが、法人として整理、検討しなければならぬ課題も出てきています。意思決定支援ガイドラインで示す意思決定支援会議は、相談支援専門員が開催するサービスマン担当者会議や、サービスマン責任者等が開催する個別支援会議と兼ねて開催することが可能であるとされています。意思決定支援会議は、本人を中心とした本人の意思を確認・表明するために行う会議であるのに対し、個別支援会議は、本人のなかではまだ気づいていない希望（潜在的なニーズ）や意思確認・意思表明後の目標や支援の内容を計画した内容を話し合う会議です。

これらのことを踏まえ、両会議を同時に開催することができると、意思決定支援会議とサービスマン担当者会議や個別支援会議を別立てたプロセスを確立するのか、本人にとってより良い方法を検討していかなければなりません。意思決定支援に関して、当法人では権利擁護活動の柱に置き進めているところですが、職員間でも意識や取り組み姿勢が大きく異なり、統一して進められているわけではありません。意思決定支援への取り組みと、それに向かう職員のチーム力の向上の両方を見据えながら進めていきます。

② 合理的配慮に関する取り組み 「地域共生社会」の実現に向けて

前述のとおり、障害のある人の権利擁護活動を中期・長期経営計画の柱に置き、中でも意思決定支援と並行して合理的配慮に関する取り組みを進めています。令和8年度までの5か年計画では、地域で合理的配慮に関する勉強会が開催されているビジョニイメーを法人内で共有し、協議・検討しています。

一方かつらぎ町では、第3次障害者基本計画の基本原則に「障害者の権利擁護と差別解消」を定め、「障害のある人もない人も相互に尊重し合い、共に助け合う福祉のまちづくり」を基本理念とした地域共生社会の実現に向けた方針を立てています。また、かつらぎ町社会福祉協議会においても、地域福祉計画の実現・行動計画である第2次地域福祉活動計画に「一人ひとりの権利を守る取り組み」を掲げています。

地域において、障害のある人の権利擁護を進めるにあたり、目指すべき同じ方向を向く障害福祉行政や社会福祉協議会と共に活動を進めていくことにより、より大きな成果を生み、社会の変革へとつながっていくと考えています。

こういった互いの方針や計画を互いに理解・共有し、かつらぎ町（住民福祉課、

という方もいるかもしれませんが、また、「難しいことはできない」といった思いや、「障害のある人だけが得をする」といった考えもあるかもしれません。合理的配慮とは、障害のある人に対して全面的に何もかもしなければならぬ、ということではありません。障害のある人も、できるだけ支援を受けずに自立した生活を望んでいる人もたくさんいらっしゃいます。また、できることまで配慮してしまつと、その人の持っている力が発揮できなくなってしまう。ここで大切なことは、お互いがお互いのことを知る「相互理解」と、できることとできないことを探す「ほどほどの合理性」です。地区や地域の文化、歴史、慣習などにより、福祉に対する成熟度も違いますし、住民それぞれの考え方があり多くの価値観が存在します。同じ価値観同士でない人と人が、お互いがお互いを理解し合うことで、みんなが暮らしやすいまににつながっていきます。

障害のある人の合理的配慮が、地域住民の皆さんの誤解を招かないようにしなければ、私たちの考える共生社会とは反対の方向に進んでしまいます。これからは、地域づくりの総合化、包括化といった、地域の中の課題が起こる前にお互いが協力し合う「地域共生社会」の実現に向けた考え方が進んでいきます。地域共

健康推進課、教育委員会・生涯学習課）やかつらぎ町社会福祉協議会、かつらぎ町地域包括支援センター、当法人で企画検討会を重ね、障害のある人の合理的配慮を考える住民向け研修を開催することを当面の目標に動き出しました。

行政や私たち福祉団体は、障害のある人や高齢者、子どもに限らず、住民みんなが一緒になってより良い方法を考え、お互いが協力し合う「地域共生社会」の実現に向けて進み始めたところです。地域住民の皆さんには、これから私たちと共にこれらのことに協力してもらつ段階であり、まずは、地域住民の皆さんにより近い存在である、公民館主事や民生児



生社会の原点も「相互理解」です。障害のある人も「自分でできることは工夫してやってみる」、そのうえで「できないところは手伝ってもらふ」といった自助努力が始まりになります。そういった自助努力のうえに相互理解が生まれ、お互いがお互いを助け合う社会「お互いさまのまちづくり」が促進されていきます。

合理的配慮という一つのテーマについて、かつらぎ町という地域で一步を踏み出したばかりですが、私たちが日々働き、暮らす「地域」を、地域の人たちと今後どのようにつくっていくか。この「地域づくり」を私たちは、障害のある人たちの働き・暮らしという領域から事業を通して発信し続けていきます。

③ わかりやすい情報提供に関する取り組み 情報提供のあり方の見直し

法人内で利用者への合理的配慮の一つとして、わかりやすい情報提供を行っています。私たちが普段使っている文章を知的障害のある利用者が理解できる形に変換し、できる限り多くの利用者に文字で伝える取り組みです。

例えば、「よつ葉福祉会の経営理念」をわかりやすく情報提供できるようにしてみました。

童委員の皆さんを対象に研修会を始めていくことにしました。

令和4年12月16日にかつらぎ町四邑公民館をお借りし、「障害のある人も暮らしやすいまち」について、合理的配慮という一つのテーマを通じて、公民館主事の皆さんと一緒に考える研修会を開催しました。公民館主事の皆さんは、地域住民の学習活動や交流の場を提供し、住民が集い、学び、結ばれる、豊かに住みやすい地域づくりに、日々活躍をされています。私たちが共に生活や活動をしている障害のある人も、公民館主事の皆さんの支援を受けながらそれぞれの地域で暮らしています。

障害者権利条約(正式には、障害者の権利に関する条約)が平成18年(2006年)に国連で採択されました。日本は平成26年(2014年)に批准し、平成25年に障害者差別解消法(正式には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が制定されました。これらの法律の条文のなかで、「合理的配慮」の考えが取り入れられ、法定義務化されるようになりました。これにより、障害のある人への差別をなくし、権利が守られ、合理的配慮という考え方が法律に規定されたことになりました。

一般的に「障害者」というと、身体障害や知的障害、精神障害などの障害があり、障害者手帳を持っている人という認

【原文】私たちは、いかなる時でも利用者の尊厳と人権を最優先し、常にサービス提供の質の向上を目指します。

よつばふくし会は、いつもあなたを大切にします。あなたがしあわせにくらせるようになります。

【原文】私たちは、常に「謙虚さ」「丁寧さ」を心がけ、職員同士が共に人間的な成長ができる仲間づくりを目指します。

よつばふくし会は、いつもあなたの気持ちによりそい、まじめにいてねいに向き合います。よくいみんながよりよい人になれることを目指します。

【原文】私たちは、福祉的課題を解決し、利用者の住みやすい地域づくりに貢献することを目指します。

単に文字にルビを振るだけではなく、もともとの文章の根幹は残しながら、知的障害のある方にわかりやすく本質を伝えていきます。

今後、法人では、本来利用者のものであるサービスマン等利用計画や個別支援計画において、利用者にわかりやすい形で伝え、利用者が文章を理解し納得した形で同意できるように取り組みます。今後、このわかりやすい化が地域でも拡がり利用者の権利擁護につながることを目指していきます。

ブラインドランナーって？

ブラインドマラソンとは、視覚に障害がある方が走ることを言います。
視覚に障害があるとは、視力や視野などの視機能が十分でないために全く見えなかったり、見えにくかったりすることで生活に支障がある状態のことです。
ブラインドマラソンは視覚の度合いにより3つのクラスに分け、
単独走もしくは伴走者と共にマラソンを走る競技のことを言います。
ブラインドランナーとは、視覚障害のあるランナーということですね。



ガイドランナー（伴走者）って 知ってますか？

「きずな」と呼ばれるロープで選手とつながり、選手の目となってコースや周りの選手の状況を伝える役割を担います。ガイドランナーは手を繋いだり50cm以内の紐を使い走路を指示したり声を掛けて誘導をします。

競技者の前方に出たり、選手を押したり戦術に関するアドバイスをしてはいけません。またゴール時写真判定の邪魔になっても反則となります。ガイドランナーの反則は選手の反則となり失格となります。長距離を走る際は、途中でガイドランナーが代わることが認められています。



2022年11月13日に和歌山市で「第20回和歌山ジャズマラソン」が開催されました。

今回、ブラインドランナーさんやブラインドランナーとボランティアの方を繋いでいる「紀の国ブラインドランナース」さんにお話をうかがいました。



(第20回和歌山ジャズマラソンの様子)



紀の国ブラインドランナースの活動内容

2018年12月、リレーマラソンの出場をきっかけに結成されたブラインド(視覚に障害のある方)のマラソンチームが「紀の国ブラインドランナース」です。

「きずな」と呼ばれるロープを握り合って、伴走者と楽しくジョギングやマラソン大会に出場しています。伴走に興味のある市民ランナー、またはウォーキング(伴歩)ならという方も是非一度体験してみてください。またブラインドマラソンに興味のある視覚に障害のある方も、伴走のマッチングをさせていただきます。

紀の国ブラインドランナース 代表 松林 正樹

まちのこと

⑩ ぜんち共済ってどんな会社？

知的障害・発達障害がある方のための「専門保険会社」
ぜんち共済は、2000年7月に相互扶助の精神に基づいて、全国的知的障害者とその関係者の方を対象として、福利厚生制度を行うために設立された「全国知的障害者共済会」を前身としています。
これまで、知的障害がある故に十分な保障が受けられなかった方々にとって、大変素晴らしい共済であること、

このようにお困り事に心当たりがある方へ…

障害がある方とその家族へ

あんしん保険

知的好奇心・発達障害・ダウン症・てんかんの患者さん、ご家族へ

特別支援教育を必要とされている方へ

こども傷害保険

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…
他人の物を壊してしまった…
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

最高日額1万円
個人賠償責任補償
弁護士費用補償
安心サポート

入院・通院も日額保障
個人賠償責任補償
トラブルに巻き込まれた際、弁護士がサポート

有識者が定期的にサポート

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

0120-322-150

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
平日9時～17時/土日 祝日 休
URL: <http://www.zenchi-kyosei.com/>

ぜんち共済株式会社
代表取締役社長 小宮 隆雄(電話 第14号)

多くの方から高い評価を得てまいりました。
2006年の保険業法改正に伴い、2万人を超える加入者の受け皿として、さらには一人でも多くの知的障害・発達障害のある方が、今後も幸せで平穏な生活を送れることを願い、「ぜんち共済株式会社」が新たな株式会社として、誕生しました。
ともに助けともに生きる
障害があっても「地域で」「社会で」普通に暮らす。万が一の備えが不十分だと、地域社会で安心して暮らしていきません。障害のあるご本人様はもとより、ご家族の皆様も日々不安でいっぱいだと思います。しかし事故は時と場所を選ばず容赦なく襲ってきます。
トラブルの際、ご家族の皆様だけで困難を抱えるのではなく、つながり、よりそう保険でありたい。わずかもご家族の皆様・福祉関係者の肩の荷がおりる、そんな保険でありたいと願っております。
ぜんち共済は「社会に必要とされる真の保険会社」を目指すとともに、誰にとっても幸せな「共生社会」の実現に向け、皆様の「安心した生活」を支える一助になることを目指しています。

まちのこえ

特定非営利活動法人 日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」インタビュー!!

Q 全国のファンや公演を観て勇気付けられたたくさんの方々へメッセージを…

A 障害があり劇場に行くことのできない方々に思う存分楽しんでほしいと思います。これからも障害のある方に夢を贈り、心に残る感動を届け続けます。皆様のご来場をお待ちしています。

Q 「チャリティー きやらばん」とは？

A 会場に出かけられない子ども達のために、全国の児童福祉施設等を回り人形劇を行う巡回公演です。

Q 特に印象に残っている公演は？

A 大都市の会場で障害のある来場者の方が公演中所在不明になってしまいうことがあり、会場運営の安全面を見直すきっかけとなりました。

Q 「日産労連 福祉基金」とは？

A 大都市の会場で障害のある来場者の方が公演中所在不明になってしまいうことがあり、会場運営の安全面を見直すきっかけとなりました。

Q 貴団体が一番大切にしている思いは？

A 笑顔で迎え、笑顔でお帰りいただく。とにかく喜んでいただけることが一番だと考えています。

Q 貴団体設立に至った経緯は？

A 相互扶助の精神を地域に根付かせ、日本の社会福祉の向上に寄与することを目的に設立しました。

「ゆうらいふ21」は、ハンディキャップを持った人々に夢と感動を届ける活動をされておられます。令和4年12月にマチュルが「クリスマスチャリティー公演」にご招待いただき、初めて観る生の演劇に大きな感動と勇気をもらうことができました。感謝の気持ちを直接お伝えするため日産労連様を訪問し、お話をうかがいました。

スタッフの方の対応が素晴らしく目配り心配りが行き届いていたのは、その教訓が活かされていると思いました。